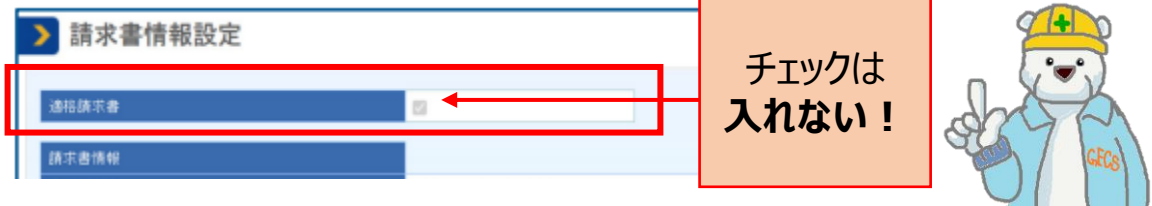


インボイスについて

■ 電子契約システムでは現在、以下の請求書操作が可能になっております。

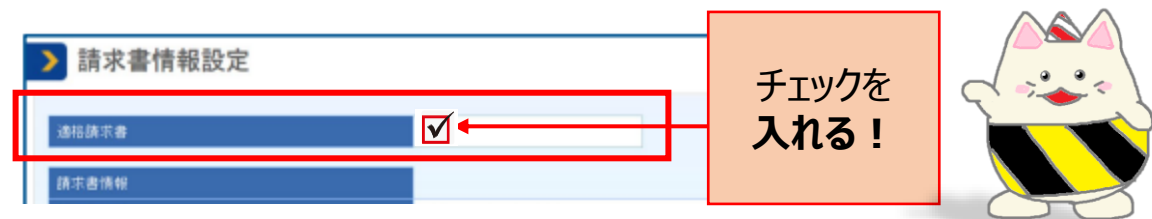
①通常の請求操作

下記の『請求書情報設定』画面の中にある、適格請求書へチェックを入れないことで、これまでと同様の請求書を提出することが可能となっております。



②インボイスの請求操作

下記の『請求書情報設定』画面の中にある、適格請求書へチェックを入れて操作を行うことで、電子契約システム上から『インボイス』として請求書を提出することが可能となっております。



③デジタルインボイスの請求操作

電子契約システム上で『請求情報一覧』画面から、請求先を確定したのち、通知メールで送付される『請求書ID』を利用し、**会計ソフト等**から請求書の発行操作を行うことをマニュアルでは【デジタルインボイス】と呼んでおります。

※会計ソフト等がお手元にない場合は②で請求書を送付することで「インボイス制度に対応した請求」が可能となっております。



■ 上記内容の請求書を登録する前に、どのパターンで対応したらよいのか一度、**発注者へご確認**いただくようお願いいたします。
また、インボイス請求を登録する場合は、先に「利用者情報（個人）」の画面より**「適格請求書発行事業者登録番号」**のご登録もお願いいたします。

※詳しくは操作マニュアル「検査・請求業務編」の「3. 案件の費用を請求する」をご参照ください。

